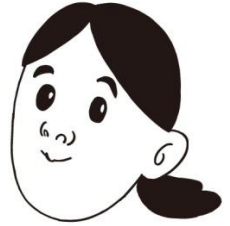


みずま雪絵の 区議会レポート

NO.21 2019/1



〒125-0063 葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101

TEL 03-6662-7623

FAX 03-6662-7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

HP http://mizuma-yukie.org

第4回定例会報告

2019年新たな年を迎えました。今年が皆さまにとって、希望の多い年となりますようご祈念致します。



葛飾区議会第4回定例会が2018年11月29日～12月17日に行われましたので、報告致します。区長提案議案の2018年度一般会計補正予算(第3号)、条例案8件、契約案4件、人事案1件、議員提出議案3件、その他2件が可決しました。

2018年度一般会計補正予算(第3号)は全会一致で可決しました。東四つ木、四つ木、東立石地区の密集住宅市街地整備にかかる道路用地取得費等(9億1,733万8千円)、災害対策経費として蓄電池式の非常用電源の導入経費(2,634万円)、区内各所に設置する「土のうステーション」設置経費(854万7千円)、学校給食費にかかる公費補助の増額(1,341万円)、小松中学校改築経費の減額(△8億5,260万円)等、**6億6,930万8千円**の追加で提案されていました。必要経費と認め、賛成としました。

意見の分かれた議案	自 民	公 明	区 民	共 産	か 維	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	み ず ま	無 所 属
葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○

「葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」のみ賛否が分されました。

介護保険法の改正に伴う条例改正議案です。2017年の介護保険法改正によって、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくするため、新しく「共生型サービス」が位置づけられました。介護事業又は障害福祉事業のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすく改正がされました。条例は、共生型サービスの事業者指定の基準等を定めるものです。

障害福祉サービスを受けている障害者は、65歳になると介護保険のサービスに移行しなくてはなりません。長年、障害福祉サービスを利用していた人が介護のサービスに移るときに、慣れた施設や慣れたヘルパーが変わってしまい、利用者や家族の不安や混乱があることが指摘されてきましたが、この問題が解消へ向かうことが共生型サービス導入のメリットとして上げられます。

しかし、共生型サービス導入は介護・障害福祉の現場で働く人材不足の解消も狙いの一つになっています。介護・障害福祉の従事者が不足していること背景にある、低賃金の問題は改善されていません。障害児・障害者・高齢者が同じ事業所でサービスを行えるようにしやすくすることで、「人材を効率的に使う」方向に押し流され、低賃金の改善が鈍くなるのではないかと危惧します。

また、人材確保が困難なままでの共生型サービスの導入は、高齢者・障害者・障害児のそれぞれの障害や困難による個別のニーズに専門性を持って支援できる現場になりえるのか疑問です。

個別のニーズに専門性を持って支援できる体制であることは、働く人の安定が必要不可欠です。

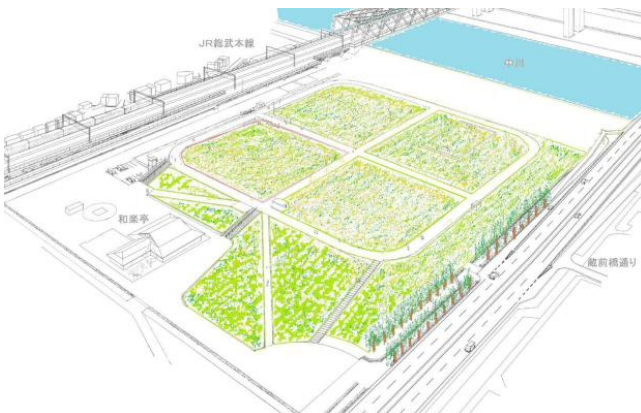
働く人の不足の原因を改善しないままでの、「共生型サービス」導入には、「人材を効率的に使う」ことに比重が置かれる可能性があり、現場で働く人の処遇改善やサービスの質の確保について問題があると考え反対としました。

新小岩公園高台化 国のマッチング事業「一旦手を下げる」

建設環境委員会で、葛飾区後期実施計画(2019年度～2022年度)素案が庶務報告の中で示されました。審議の中で、国で創設している東京東部低平地帯「防災高台整備事業」を活用する新小岩公園防災高台整備事業について、「一旦、手を下げる」という答弁があり、断念するということが明らかにされました。

新小岩公園防災高台整備事業は2015年に報告され、「緊急的(一時的)な避難場所」等の拠点としての整備で、「大規模工事などで生じる建設発生土を再利用し、盛土等を行う共同事業者を公募により選定し、新小岩公園の高台化を行う。」とした国のマッチング事業を活用したものです。ところが、2016年に行われた公募では、共同事業者に応募する事業者が現れず、再公募に向けて、検証が行われてきていました。

今年の第1回定例会では公募不調の原因や課題が報告され、新小岩公園と周辺は軟弱地盤で盛土作業には多大な地盤改良費が想定されることや、本来事業の発生土処分のために盛り土や公園整備等の新たな事業を実施することとなり、共同事業者はこれに伴う施工管理や地元対応等、本来事業以外の手間が生じることなどが上げられていました。しかし、葛飾区自体が軟弱地盤であることは、はじめから分かっていたことだと思いますし、事業以外の手間も、再開発事業等、他の事業にも当てはまることだと思います。国が新しく始めた事業に、区が稚拙に飛びついてしまった結果という印象が否めません。



整備イメージ

『新小岩公園防災高台整備事業について(概要版)』より

金町六丁目駅前再開発「区が10億円で保留床取得」質疑集中

金町駅南口側で行われている金町六丁目駅前地区市街地再開発事業について、この再開発で新たに建築される約87mのビルの保留床3階部分(約1,230㎡)を区がおよそ10億円で買うことが示され、質疑が集中しました。

行政による「保留床購入」は、再開発事業への税金投入での支援という側面があると思います。金町六丁目駅前地区市街地再開発事業における再開発ビルの中の買った保留床部分は、区は「子育て支援サービス等を展開する複合公益施設を整備する」としており、実際どういったものが整備されるのかが、はっきりしていないために、再開発事業の支援のためにとりあえず「保留床購入」をするのではないのか?という懸念があります。

区民の暮らしに必要であると認められたものに対し、税金の使途は決定するものだと考えています。再開発組合から区に対し、公共公益施設として、非住宅保留床の取得検討要望が出されていたことは報告がされていますが、“大事な税金を何のために使うのか”“税金の使い方として相応しいものなのか”議論をするためにも、区はきちんと示す必要があるのではないのでしょうか。

2018年11月9日亀戸文化センターで、みずま議員も呼びかけ人となった「憲法改悪を許さない東京東部大集会」が行われました。

おしどりマコ・ケンさんから、福島第一原発事故後に除染作業をする外国人労働者が健康リスクを説明されないまま働かされている実態が明るみになったこと等が話されました。憲法学の木村草太さん



からは、自衛隊と憲法9条について、国際法と日本国憲法から解説と説明があり、9条はあらゆる武力行使の禁止をしており(政府見解・通説)、他国防衛について、例外を許容した条文は存在せず、集団的自衛権、国連軍参加は憲法違反になるというお話等ありました。あらためて、2015年安保関連法が、理屈の通らないもだと分かるものでした。

区政/生活/労働 etc お気軽にご相談下さい。

問い合わせは、みずま事務所 TEL・FAX・メールからお願い致します。